

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

下記のとおり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正を行う予定ですので、お知らせします。

記

1. 件名

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の改正について

2. 対象品目

- ・クロルピリホス
- ・中鎖塩素化パラフィン（炭素数 14～17 までのものであって塩素の含有量が全重量の 45%以上であるもの）(MCCP)
- ・長鎖ペルフルオロカルボン酸（炭素鎖長が 9～21 の範囲にあるもの）、その塩及び長鎖ペルフルオロカルボン酸関連物質（LC-PFCA 等）

クロルピリホスが使用されている以下の製品；

- ・木材用の防虫剤

MCCP が使用されている以下の製品；

- ・樹脂用の可塑剤
- ・生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤
- ・潤滑油、切削油及び作動油
- ・塗料
- ・接着剤及びシーリング用の充填料
- ・はつ水剤及び繊維保護剤

LC-PFCA 等が使用されている以下の製品；

- ・業務用写真フィルム
- ・潤滑油
- ・塗料
- ・はつ水剤及びはつ油剤
- ・接着剤及びシーリング用の充填料
- ・消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ・ワックス
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- ・はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

3. 趣旨及び目的

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において廃絶とすべき対象物質に追加されたクロルピリホス、MCCP、LC-PFCA 等による環境汚染を防止するため、クロルピリホス、MCCP、LC-PFCA 等を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定する。また、第一種特定化学物質による環境汚染を防止するため、クロルピリホス、MCCP、LC-PFCA 等が使用されている製品を輸入禁止製品に指定する。

4. 公布予定

令和8年5月頃

5. 施行予定

令和8年11月頃

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

TEL 03-3501-0605

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後